2013年11月





特

- •『50周年記念行事』
- ・『今後の消費税の行方』 税理士 古田益三

葵総合経営センター 発行人 代表 杉浦 正康

〒460-0012

名古屋市中区千代田三丁目14番22号 TEL<052>331-1740(代表) FAX<052>339-1816

E-Mail aoi@aoi-cms.com http://www.aoi-cms.com/



九份 ≫ ・・・『千と千尋の神隠し』モデル地 **《**

目次

- 2 「新しい時代」への適応を!
- 3 消費税増税とその影響
- 4 創業50周年を迎えるにあたって 8 非嫡出子の相続差別
- 5 今後の消費税の行方
- 6 慰安旅行記 ~ 台湾

「新しい時代」への適応を!

センター代表 杉浦 正康

今年は異常気象(極端現象)による災害が多発しました。この原稿を書いているつい最近でも台風26号によって伊豆大島に未曾有の災害がもたらされたことで、その際の対処の問題点を含めて連日マスコミが大きく報道を繰りひろげているところです。

多分人間社会が排出する<u>二酸化炭素による</u>地球温暖化のせいであろうと思われますが、『10年に一度あるかないかあるいはいまだ経験したことのないような激しい雨』が降ったための現象のようです。

そのため的確な対処が出来ず、被害が大きくなってしまう傾向があります。もちろん一部では的確な判断と対処の仕方が出来て被害を最小限にとどめることができた例もあるのですが、それは極めて少ないのが現状です。

注意すべきは、今後このような異常気象による現象が10年に一度来る程度の頻度ではないだろうということです。 頻度が非常に多くなることが想定されます。 従っていつという限定もなく、さらに日本のどこの地域という限定もなく、いつでもどこでも起こりうることを想定しなければならないのです。 従ってどのような現象が起こっても対処できる万全な体制を整備することが必要になります。

さらに重大な問題は、自然現象だけで終わらないということです。世界経済と同時に世界政治のパワーバランスが変わってきていることが指摘されています。アメリカの「一強時代」が長く続いたのですが、今年は大きな転換

点に遭遇しどうやらアメリカの「一強時代」は 過去のものになりつつあるということです。 それがはっきりと私たちの目の前に明らかに なったのはシリアの毒ガス使用をめぐるアメ リカの対処の仕方でした。結局アメリカは当 初宣言していた爆撃によるシリア制裁から後 退に次ぐ後退でついに最後はロシアの提案す るシリア自身による毒ガス兵器の廃棄案をの まざるを得なくなりましたが、そのことに象 徴されたアメリカの脆弱化の事実です。さら にもう一つは財政をめぐるアメリカ政府のデ フォルト(倒産)懸念騒ぎです。アメリカは世 界の人々の目の前で当事者能力を疑われるよ うな醜態を演じてしまいました。

すなわち戦後の二強による東西冷戦時代からアメリカ「一強時代」を経験した世界は、ここへ来て完全に新しい時代に入ったのです。

地球温暖化による自然災害の多発化と同時 にグローバル化した世界の政治や経済が大き く変貌をとげつつありますので、それに対処 できる準備と心構えを持たないといけないだ ろうということです。

「昨日のごとく今日もあり、今日のごとく明日もある」というような認識では今後成功的に生きぬくことは難しくなりそうです。新しい時代の到来を理解し、それへの対処方法を考えなければならないのです。従来の延長線上に成功の道はありません。試行錯誤を繰り返しながらも最善の道を探り当てた者だけが成功的な道を歩けるのです。

消費税増税とその影響

所長 杉浦 康晴

消費税率が平成26年4月1日から現行の5%から8%へと引き上げられることが正式に決定しました。増税による経済への影響を考える上では、増税によってどの程度物価が上昇するかという論点があります。一般的には、消費税率が1%引き上げられると消費者物価(生鮮食品は除く)は、0.7%程度押し上げられると言われています。

しかし、消費税が上がったからと言って、 そのまま商品に増税分を上乗せする企業が1 00%ということはありません。増税分の一 部を小売店などが負担する場合もあります し、逆にこの機会に増税分以上の値上げをす るという企業もあるでしょう。平成9年4月 に消費税が3%から5%に増税したときの価 格転嫁状況にどのような特徴があったか大和 総研の報告を見てみました。「食料」「教養 娯楽」では増税幅を上回る価格転嫁が多く見 られた一方で、「住居」「教育」「保健医 療」では価格転嫁が進まなかったようです。 非課税品目が多く含まれることが影響してい るものの「被服及び履物」など衣料品の品目 は小売店が増税分を吸収していた傾向が強 かったようです。前回の増税時とは状況が異 なっているため、来年の増税時においても同 じということはないでしょうが、消費税増税 が物価に与える影響は一様ではないため、個 人消費や小売店の収益に与える影響が今後ど のようになっていくかは注意深く見ていく必 要があるでしょう。

今回の消費税増税とセットの経済対策には

盛り込まれませんでしたが、安倍首相は法人 税の減税(実効税率の引き下げ)についても 平成27年からの引き下げに意欲を示してい ます。減税を実現し、賃上げにつなげるとい う主張ですが少し安易な考えだとしか思えま せん。その理由のひとつは日本では法人税を 支払っている企業が少ないという現実です。 現在、約260万社ある法人のうち黒字法人 は約64万社であり全体の25%です。残り の75%の企業は赤字のため法人税を支払っ ていません。この25%の企業しか法人税減 税の効果はありません。もちろん大企業が減 税により元気になり、その効果が下請けなど に波及していけば良いわけですが簡単にそう はいきません。特に製造業などで一定の要件 を満たす特定の法人は租税特別措置法により 税金を軽減させることができるようになって います。そうしたことから実効税率を引き下 げても大きな効果は見込めないとも考えられ ます。特定企業への税の優遇を見直すという 税制改正には根強い反対意見があるため実現 は難しいと思われます。

また、大企業の交際費について、<u>法人税</u>がかからない損金への算入を検討する方向で進んでいます。(中小企業は今年の改正で年800万円を上限に交際費をすべて損金算入できるようになりました。)まだまだ未確定のものですが、安倍首相の経済政策は実行に向けて進んでいます。我々も税制改正を注意深く見守りつつ、実務においてもしっかり対応してまいります。

創業50周年を迎えるにあたって

葵総合経営センターは来年(平成26年)6月に創業50周年を迎えます。

昭和39年に創業して以来、顧問先様をはじめ関係者各位に支えられ発展できたことを厚く御礼申し上げます。

この度、創業50周年を迎えるにあたり、当センターではオリジナルロゴを作成致しました。これは「人と手を繋いで進んできた、進んでいく」をテーマにしたロゴです。

人と人が手を繋いで光の方向へ進むイメージです。信頼、安心、誠実、明るい未来、暖かさ、人との繋がり、歴史、50年の伝統などのキーワードを出し、その中から今までに出会った方々への感謝とこれからも信頼されるような企業作りを推し進めるという意味を込めて「人とのつながり」を重点に置きました。

今回のセンターだよりの表紙と裏表紙にカラーのロゴを印刷しております。青色を基調としたものと赤色を基調にしたものの2種類ございます。

これから来年にかけて、創業50周年記念事業と致しまして今月の奈良日帰り旅行をはじめ様々な行事を予定しております。行事のご案内など、様々な場面でこのロゴをご覧になる機会が多くあると思います。

50周年記念行事は内容も濃いものに なっておりますので、多くの皆様方のご参 加をお待ちしております。

皆様方と共に50周年を迎え、皆様方と 一緒にさらに発展して参りたいと強く思っ ております。

これまでの「感謝」とこれからの「信頼」を大切にするという気持ちで我々スタッフ一同、より一層精進して参ります。

今後ともよろしくお願い申し上げます。



今後の消費税の行方

葵税理士法人 税理士 古田 益三

安倍首相は、10月1日に、平成26年4月より予定通り消費税を5%から8%に引き上げることを表明しました。これは平成24年の通常国会で成立した消費増税を含む社会保障・税一体改革関連法案に基づくものです。

そもそも、我国の財政状態はGDPのおよそ2倍の公的債務があり、一般会計歳出総額92.6兆円のうち、45.5兆円が国債の発行により賄われています。税収は半分以下の43.1兆円しかありません。その上日本は毎年1兆円程度の社会保障関係費(年金、医療、介護)の自然増が発生しています。このような状況を改善するには増税しかないのが現状です。その税収の主なものは所得税、法人税、消費税です。最近の基幹3税目の税収額は下記表のとおりです。ではどの税目で増税するのがいいのか検討してみたいと思います。

- (1)消費税は消費税の課税対象となる支出は年間約250兆円程度であるといわれておりまので、1%税率を上げることにより2.5兆円の税収となります。
- (2)所得税は平成3年には25兆円の税収がありましたがその後の景気減退や税源の地方への移譲により現在では14兆円まで減少しています。その上所得税率を1%上げた場合の増収見込み額は6,000億円程度です。消費税1%分の税収を確保するには税率を5%近く上げる必要があります。
- (3)日本の法人税は諸外国に比べ高いため国際競争力の面でも不利であるので、税率は今後 下げる方向に進んでおり、法人税率1%当たりの税収は3,000億円ぐらいで消費税 にくらべるとはるかに小さいのが現状です。

以上基幹3税の現状をお話ししてきましたが、1,000兆円の公的債務を抱える国家財政のもとでは所得税や法人税に頼る税制では現状を改善することはできず、消費税の増税しかないと思われます。

米アトランタ連銀のR・アントン・ブラウン氏は消費税だけで日本の財政を安定させるには30%超の税率が必要だと言っております。今回の2段階の消費増税はこれで終わりではなくまた何年後かには税率アップの話が出てくると思われます。

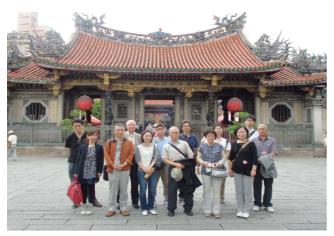


慰安旅行記~台湾~

来年の当センター創立50周年記念の一環として今年の慰安旅行は15年ぶりの海外旅行となりました。10月9日から12日まで2つの班に分かれて2泊3日の台湾旅行へ行ってきました。

私は2班でしたので10月10日に出発しました。7時50分セントレア集合、チャイナエアラインで約3時間後、台湾桃園国際空港へ到着。到着後は観光バスで現地ガイドさんの案内の下、市内観光へ。

まずは、龍山寺。台湾で最も古いお寺で仏教と道教の古寺です。7つの香炉を回り、それぞれの神様に参拝します。色々な神様が祀ってあるのでオールマイティーにご利益があるそうで信心深い台湾の方々が大変たくさん参拝されていました。台湾最強のパワースポットと言われており、しっかりパワーをいただけたのではないかと思います。



次に訪れたのは中正記念堂。初代総統である蒋介石を顕彰した施設です。中正というのは蒋介石の本名だそうです。メインフロアの奥には巨大な蒋介石の銅像が設置されており、蒋介石の見つめる方向には中国があるという話もありました。儀仗隊交代式は台湾観光の名物となっていますが私たちの班は時間



帯が合わず残念ながら見ることはできません でした。その後、宿泊先であるアンバサダー ホテルにチェックイン。荷物を置いてからホ テル近くを散策。早速、台湾名物のタピオカ ミルクティーで有名な「囍壺人間茶館」へ。 日本でいただくものより紅茶の香りが強めで とても美味しかったです!ホテル周辺は新光 三越や高級ブティックもありながら、1本裏 の道に入ると色々なお店があります。若者が 並んでいるお店はどこも日本のお店というの が印象的でした。飲食店でも雑貨屋さんでも 日本のお店は大変人気のようです。夕方にな り、先に出発した1班と合同で北京料理「天 厨」にて夕食。大変美味しくボリューム満 点、北京ダックも最高でした!1日目の夜 は、台湾マッサージのお店へ。全身や美顔、 足裏など各人自由にマッサージを楽しみまし た。台湾の強めの気持ちいいマッサージは癖 になりますね。

2日目。まずは故宮博物院へ。明・清時代の皇帝が居城とした北京の紫禁城の宝物を中心に65万点という膨大な収蔵品を誇る中国文化と芸術の殿堂です。入替えを行ないつつ常時2万点を展示しているそうですが、現地ガイドさん曰く、全部見るには最低8年かか

るということです。必見秘宝と言われている「翆玉白菜」「肉形石」をはじめ「彫像牙龍舟」など多くの宝物を見てきました。想像以上に小さく精巧な作品には大変驚かされませた。ガイドさんのわかりやすい説明で歴史や作品の意味を知ることができました。こことができませんが、是非一度に詳しく書くことができませんが、是非一度に対してだきたいと思う博物院です。シアムショップも充実していて楽しめは金がいただきたいと思うで現在はそのレトを、次に訪れたのは九份です。かつては金が映画やロケ先で使われるなど観光名所となっています。日本でも映画「千と千尋の神隠し」のモデルとなった街として有名なと



他にも蒸し餃子など思い出しただけでまた食 べたくなります。その後、満腹になったにも 関わらずデザートは別腹ということで、ガイ ドさんの案内で人気のマンゴーかき氷屋さん へ。かき氷といってもマンゴー以外にプリン のようなものも乗っており、かき氷も氷とい うよりシャーベットに近いような感じでし た。かなりの量なので1つのかき氷を皆で仲 良くいただきました。そして、次はまたまた 食べ物のようですが士林夜市へ。やはり独特 の夜市の匂いが苦手に感じる人もありまし た。その後、夕食は台湾料理「梅子」へ。ボ リュームもあり、こちらも楽しめました。夕 食後は台北101へ。高さ約509mで展望 台入口のある5階から展望台のある89階ま で37秒で到達します。2004年には世界 最速ということでギネスブックに認定された そうです。夜景は本当に綺麗でした!

最終日の3日目。この日は自由行動でしたので地下鉄に乗って、行天宮へ。三国志で有名な関羽を主神としており、関羽がそろばんを発明したということから商売繁盛の神様と言われています。顧問先様と当センターの後、音われています。顧問先様と当センターの後、行天宮近くの占い横丁で占いをしてもらいはわからませんが、占い結果が良かったので当れがらが楽しみです!昼食には、台湾名物の大きました。思ったよりも麺が太くの形でしたがこれが美味しかったです。タ方発の飛行機に乗り、21時頃セントレアに到着しました。

幸いにも3日間とも天候に恵まれ、美味しい食事と歴史ある観光名所、また発展している現在の台湾を見て感じることができ充実した慰安旅行となりました。これを機会に台湾の歴史をもう一度勉強し、また訪れてみたいと思います。 (文責:都築玲香)

非嫡出子の相続差別

弁護士 長谷川留美子

先日、最高裁判所が、非嫡出子の相続分が 嫡出子の半分とされている民法の規定は、法 の下の平等を定めた憲法14条1項に違反す るとの判断を示しました。

嫡出子とは、法律上の婚姻関係にある夫婦間に生まれた子供のことをいい、非嫡出子とは、法律上の婚姻関係にない男女間に生まれた子供のことを言います。

相続が開始され、複数の子供が相続人のとき、普通は均分相続といって、各人の相続分は平等です。長男だから多いとか、女の子だから少ないなどのことはありません(例外的に、特別受益や寄与分によって相続分が変わることはあります。)。民法には、「子(中略)が数人あるときは、各自の相続分は、相等しいものとする。」と規定されています。

ところが、民法には、この記載に続けて、「ただし、嫡出でない子の相続分は、嫡出である子の相続分の二分の一とし」と記載されています。これは、法律上の婚姻関係を保護する考え方に基づいていると思われます。不倫の子の相続分を正妻の子の半分として正妻の家族を優遇することによって、法律婚主義を守ろうとしたものと思われます。

かつて最高裁判所は、平成7年の判決で、この民法の規定は憲法違反ではないと言っていました。しかし、今回は、時代の変遷によって、遅くとも平成13年7月当時において、憲法14条1項に違反していたものというべきである、との判断を示しました。

そうすると、平成13年7月以降に親が亡 くなったんだけど、私はどうなるの?と思う 方がいるかもしれません。この疑問について 最高裁判所は、「本決定の違憲判断は、」平 成13年7月当時「から本決定までの間に開 始された他の相続につき、本件規定を前提と してされた遺産の分割の審判その他の裁判、 遺産の分割の協議その他の合意等により確定 的なものとなった法律関係に影響を及ぼすも のではない」と判示しました。つまり、遺産 分割が終わってしまっていればそれまでで す。しかし、まだ遺産分割が終わっていない ときには、「本決定により違憲無効とされた 本件規定の適用を排除した上で法律関係を確 定的なものとするのが相当である」とされて おり、民法の規定を無視して、非嫡出子でも 相続分を平等として分割することになりま す。

